第 272 回開発審査会承認 平成 19 年 11 月 30 日施行

運用基準14 学校(法第34条第1号に該当しないもの)【個別付議基準】

学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校に係る開発行為については、申請の内容が次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

- 1 設置及び運営が国の定める基準に適合するものであること。
- 2 当該施設の立地について、神戸市の文教施策及び都市計画の観点から支障がないと認められるものであること。
- 3 当該施設の開設が確実に許可される見込みであること。
- 4 市街化調整区域に立地させることがやむを得ないと認められる次に掲げる事情のいずれかが存する幼稚園,小学校,中学校,高等学校又は特別支援学校であること。
 - (1) 教育環境の確保のため、当該開発区域の周辺の資源、環境等が必要であること
 - (2) 当該施設を利用する者の安全等を確保するため立地場所に配慮する必要があること
 - (3) これらに準ずる合理的な事情があること
- 5 道路その他必要な公共施設等を申請者自らが整備するものであること。